

訪問介護事業所愛誠園運営規程

社会福祉法人善隣福社会

訪問介護事業所愛誠園

訪問介護事業所愛誠園運営規程

(事業目的)

第1条 介護保険法の理念に基づき利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことが出来るように介助・支援する事を目的にしてサービスを提供いたします。

(運営方針)

- 第2条 指定居宅サービスたる訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
 - 3 地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、 名 称 訪問介護事業所愛誠園
- 2、 所在地 宜野湾市伊佐3丁目9番地19号

(職員の区分及び定数)

第4条 訪問介護事業所の遂行のため次の職員を置く

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) サービス提供責任者 | 介護福祉士2名以上（常勤） |
| (3) 訪問介護員等 | 10名以上（常勤、非常勤）
介護福祉士及び2級課程修了者 |

(職務分掌)

第5条 職員の分掌は次のとおりとする。

- 1 管理者
 - ① 訪問介護事業に従事する訪問介護員及び業務の管理を一元的に行う。

2 サービス提供責任者

- ① 訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をする事。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関する事。
- ③ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示すると共に利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する事。
- ④ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する事。

3 訪問介護員等

- ① 利用申込者の居宅へ訪問し、介護サービスを行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月～金（土日 祝祭日 1月1日～3日休み）
- 2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで
- 3 サービス提供時間 24時間（年中無休）
- 4 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の利用料)

第7条 指定訪問介護の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

- 1 身体介護
- 2 生活援助
- 3 身体介護＋生活援助

(利用料等の受領)

第8条 法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者からの一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定訪問介護に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理の差額が生じ

ないようにする。

- 3 前二項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常事業実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けとることができる。

※この場合、交通費は

- ① 事業所から、片道おおむね15キロメートル未満 800円
- ② 事業所から、片道おおむね15キロメートル以上 1,000円

(※この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること。)

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

宜野湾市・沖縄市・浦添市・中城村・北中城村・北谷町

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施する。なお、研修計画は機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内
- ② 継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第11条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するための、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明をするものとする。

2 提供した指定訪問介護に関して、保険者が行う文書その他物件の提出若しくは掲示の求め又は当該保険者の職員からの協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、利用者に対するサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(秘密保持等)

第15条 指定訪問介護に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護に従事した職員であった者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 サービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止について)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催し、その結果を全職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止の為の指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待防止の為の研修を定期的に（年1回以上）実施する、また、適切に研修を実施するための担当者を置くこと。

2、事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は他事業所職員及び養護者（利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業所はサービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体束縛その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体束縛等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体束縛等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な項目を記録するものとする。
- 3 事業所は身体束縛等の適正化を図る為、つぎの設置を講ずるものとする。
 - (1) 身体束縛等の適正化の為の対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
 - (2) 身体束縛等の適正化の為の指針の整備
 - (3) 従業員に対する身体束縛等の適正化の為の研修の実施

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第18条 居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(居宅サービス)

第19条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供する。

(居宅サービス計画等の変更)

第20条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡のその手の必要な援助を行う。

(その他の運営)

第21条 この規程に定める事項外の運営に関する重要事項は社会福祉法人善隣福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
また、訪問介護事業所愛誠園が一部業務受託している高齢者住宅「あやなすの杜」にも適用する。

附 則

この規程は	平成12年	4月1日から施行する。
	平成15年	4月1日から施行する。
	平成17年	10月 11日から施行する。
	平成18年	5月 1日から施行する。
	平成19年	4月 1日から施行する。
	平成20年	4月 1日から施行する。
	平成21年	4月 1日から施行する。
	平成23年	4月 1日から施行する。
	平成30年	5月16日から施行する。
	令和5年	4月1日から施行する。
	令和6年	4月1日から施行する。